

「公認会計士が語る・消費税転嫁 マイナンバー実務セミナー」



平成29年4月から消費税が10%になることが正式に決定し、また、平成28年1月からマイナンバー制度(社会保障・税番号制度)の運用が開始されます。

マイナンバー制度では申告書、法定調書等の税務関係書類に個人番号と法人番号を記載することが求められるため、財務・経理部門担当者は内容をしっかりと理解しポイントを押さえて対応しなくてはなりません。

企業から個人番号が漏えいすると、信用失墜などにもつながりかねません。今回の講座は、このマイナンバー制度の概要を確認するとともに、企業が実務上どのように対応すべきかをわかりやすく解説します。

税務関係書類のサンプルなどを使用しながらわかりやすくご説明します。

講師： 城所会計事務所 所長 公認会計士・税理士・行政書士 城所 弘明 氏

日時：平成27年 9月 8日(火) 13:30～15:30 (受付13:00～)

場所：高梁商工会議所 3階 第1会議室

定員：30名 (定員に達し次第、締切ります)

受講料： 無 料

【内容】

第1部 まだ間に合う！消費税10%に向けた企業の対策

1. 消費税引き上げに向けての経過措置の対応
2. 消費税率引き上げと中小企業の転嫁対策
3. 企業経営における消費税実務の落とし穴

第2部 マイナンバー制度対策講座

1. マイナンバー(社会保障・税番号)制度のポイント
2. 企業実務に与える影響
3. 企業の財務・経理担当者は実務上どのように対応すべきか？
4. マイナンバー制度の今後の動向

※高梁商工会議所 指導課 まで FAX にてお申込ください。

FAX:0866-22-2099 TEL:0866-22-2091

事業所名		申込責任者	
住 所		電話番号	
参加者名	①	②	